津波時の避難確保計画

施設名：

作成日：令和　　年　　月　　日

最終更新日：令和　　年　　月　　日

目次

|  |  |
| --- | --- |
| １　　計画の目的　 | 2 |
| ２　　計画の報告　 | 2 |
| ３　　計画の適用範囲　 | 2 |
| ４　　防災体制　 | 3 |
| ５　　避難判断　 | 5 |
| ６　　情報収集・伝達　 | 6 |
| ７　　避難誘導　 | 7 |
| ８　　避難の確保を図るための施設の整備　 | 9 |
| ９　　防災教育及び訓練の実施　 | 10 |
| １０　自衛水防組織の業務に関する事項 |  |

（任意）１１　様式集

　　　　　　　・施設内連絡網

　　　　　　　・施設内名簿

**１　計画の目的**

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）第71条第１項に基づくものであり、本施設の利用者の津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

　また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水時に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

**２　計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、津波防災地域づくりに関する法律第７１条に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

|  |
| --- |
| 人　　　　　数 |
| 昼間・夜間 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | 昼間 | 休日 | 休日 |
| 約 | 名 | 約 | 名 |
| 夜間 | 夜間 | 約 | 名 | 約 | 名 |
| 約 | 名 | 約 | 名 |

**４　防災体制**

　(1) 津波到達時間が長い場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | ・緊急地震速報・津波注意報発表 | ・津波情報等の情報収集 | 総括情報班 |
| 警戒体制 | ・津波警報発表 | ・津波情報等の情報収集 | 総括情報班 |
| ・使用する資器材の準備 | 避難誘導班 |
| ・入院（所）者家族への事前連絡 | 総括情報班 |
| ・周辺住民への事前協力依頼 | 総括情報班 |
| 非常体制 | ・避難指示等の発令・津波特別警報(大津波警報)発表・危険の前兆を確認 等 | ・避難誘導 | 全職員 |

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

　(2) 津波到達時間が短い場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | ・緊急地震速報 | ・津波情報等の情報収集 | 総括情報班 |
| 警戒体制 | ・津波注意報発表 | ・津波情報等の情報収集 | 総括情報班 |
| ・使用する資器材の準備 | 避難誘導班 |
| ・入院（所）者家族への事前連絡 | 総括情報班 |
| ・周辺住民への事前協力依頼 | 総括情報班 |
| 非常体制 | ・避難指示等の発令・津波警報、津波特別警報（大津波警報）発表・危険の前兆を確認 等 | ・避難誘導 | 全職員 |

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

なお、津波災害警戒区域内の活動については「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動した後、直ちに避難行動をとること。

配備職員

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権限者（　　　　　　　） | 代行者（　　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（　　　　　　　） | □防災活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録□館内放送等による避難の呼び掛け□気象予報等の情報の収集□関係者及び関係機関との連絡□市町村等への連絡 |
| 班員（　　　　　　　）名 |
| ・・・・ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（　　　　　　　） | □避難誘導体制の確認□避難ルートの確認□避難誘導の実施□避難完了の確認□未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（　　　　　　　）名 |
| ・・・・ |

**５　避難判断**

**・市からの避難情報に基づく避難**

　山陽小野田市から警戒レベル３高齢者等避難が発令された時点で避難を開始する。

　警戒レベル４避難指示が発令された場合、直ちに避難を開始する。

**・市からの避難情報が無い場合の避難**

　以下に示す場合の地震の規模と同程度またはそれ以上のものが発生した場合、直ちに避難を開始する。

巨大地震による判断

　　●瀬戸内海の地震（周防灘断層群主部の地震）

　　　最大震度：６弱　最高津波水位：T.P.+2.4ｍであり、

　　　海面水位の変動開始時間が１６分後となったとき。

●太平洋沖の地震（南海トラフ巨地震）

　　　最大震度：５弱　最高津波水位：T.P.+3.7ｍであり、

　　　海面水位の変動開始時間が１００分後となったとき。

　　●日本海沿岸の地震（Ｆ６０断層の地震）

　　　最大震度：６弱　最高津波水位：T.P.+2.2ｍであり、

　　　海面水位の変動開始時間が１０２分後となったとき。

**６　情報収集・伝達**

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | 山陽小野田市防災メール山陽小野田市公式ＬＩＮＥ（https://lin.ee/Ac1hqjR）山陽小野田市防災気象情報システム（https://sanyoonoda\_city.mec-bousai.info/）テレビインターネット気象庁HP（http://www.jma.go.jp/） |
| 津波・地震情報 | テレビインターネット（情報提供機関のウェブサイト）山陽小野田市防災メール防災行政無線等山陽小野田市防災ラジオ |
| 市からの避難情報 | 山陽小野田市防災メール山陽小野田市公式ＬＩＮＥ（https://lin.ee/Ac1hqjR）山陽小野田市防災ラジオ山陽小野田市ホームページテレビのデータ放送 |

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集する。

※目視にての周囲の状況、施設の状況を確認する。

（２）情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、地震・津波等の情報を施設内関係者間で共有する。

②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市に報告する

③市への連絡先は以下とする。

　　　　　　山陽小野田市総務課危機管理室　0836-82-1122

　　　　　または、

　　　　　　所管課

**７　避難誘導**

避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 移動距離 | 移動手段 |
| **避難場所** |  | （　　　　　）m | □徒歩 |
| □車両（　　）台 |
| **屋内****安全確保** |  |  |  |

（２）避難所に向かうことが危険な場合

　　更なる地震の発生が予見される場合、津波の到達時間が短い場合、悪天候の中の避難、夜間の避難等、外に出ることが危険な場合は、近くの頑丈な建物の最上階や施設内の最上階で屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

（３）避難誘導

　　避難場所（施設外と施設内）や避難経路を施設内に掲示し、利用者や周辺住

民に周知しておく。避難場所に誘導するときは、避難場所及び避難経路につい

て、声をかけながら誘導する。

施設外へ避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

【避難経路図】

　津波時の避難先は、津波ハザードマップから、以下の場所とする。

|  |
| --- |
| 避難経路図地図と経路を貼り付けてください。 |

**８　避難の確保を図るための施設の整備**

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 品名 | 数量 | 保管場所 | 有効期限 | 保管責任者 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**９　防災教育及び訓練の実施**

　職員、施設利用者等への地震に関する防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災にかかる教育

|  |  |
| --- | --- |
| 計画 | 実施予定時期 |
| 避難確保計画の作成・更新 | ４月頃 |
| 市へ避難確保計画等の提出 | ４月頃 |
| 施設職員・利用者への防災教育 | ４月～３月頃 |

■防災訓練

|  |  |
| --- | --- |
| 計画 | 実施予定時期 |
| 施設職員・利用者による防災訓練 | ４月～３月頃 |
| 市へ避難訓練結果報告書等の提出 | ４月頃 |

※本計画に該当する災害である地震を想定した訓練を年１回実施する。